

違反対象物一覧

(更新日 2019 年 4 月 12 日)

石岡市火災予防条例第 48 条に規定される違反対象物の一覧を公表します。

現在、石岡市火災予防条例第 48 条に規定される違反対象物はありません。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	公表の対象となる違反の内容

※違反の危険性

- 1 屋内消火栓設備が設置されていないことにより初期消火が実施できず、延焼拡大するおそれがあります。
- 2 スプリンクラー設備が設置されていないことにより初期消火が行われず、延焼拡大するおそれがあります。
- 3 自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発生が遅れ、初期消火及び避難に影響が生じる恐れがあります。